

議案第5号

つくば市立学校設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立学校設置条例の一部を改正する条例

つくば市立学校設置条例（昭和63年つくば市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

つくば市立さくら小学校	つくば市春風台16番地1
-------------	--------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和8年4月に新設校を開校することに伴い、名称及び位置を定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市立学校設置条例（昭和63年つくば市条例第53号）新旧対照表

改正後	改正前														
本則・附則 (略)	本則・附則 (略)														
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)														
<table border="1"><thead><tr><th>小学校の名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>つくば市立みどりの南小学校</td><td>つくば市みどりの南106番地3</td></tr><tr><td>つくば市立さくら小学校</td><td>つくば市春風台16番地1</td></tr></tbody></table>	小学校の名称	位置	(略)	(略)	つくば市立みどりの南小学校	つくば市みどりの南106番地3	つくば市立さくら小学校	つくば市春風台16番地1	<table border="1"><thead><tr><th>小学校の名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>つくば市立みどりの南小学校</td><td>つくば市みどりの南106番地3</td></tr></tbody></table>	小学校の名称	位置	(略)	(略)	つくば市立みどりの南小学校	つくば市みどりの南106番地3
小学校の名称	位置														
(略)	(略)														
つくば市立みどりの南小学校	つくば市みどりの南106番地3														
つくば市立さくら小学校	つくば市春風台16番地1														
小学校の名称	位置														
(略)	(略)														
つくば市立みどりの南小学校	つくば市みどりの南106番地3														
別表第2 (以下略)	別表第2 (以下略)														